

# 宮崎県公

平成23年2月21日(月曜日) 号外 第15号

発行・印刷 宮 崎

宮崎市橘通東 2丁目10番 1号

発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

次 目

頁

百

○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更 (2件) … (畜産課) 1 ○家畜伝染病の家畜等の移動の制限の解除 ------ (畜産課) 1

### 宮崎県告示第 109号の7

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更(平成23年宮崎県告示第 76号の10)を次のとおり変更する。

平成23年2月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 移動を制限する家畜の種類
  - 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥 並びにそれらの死体
- 2 移動を制限する物品 病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 移動を制限する区域 平成23年宮崎県告示第76号の10の1の30に掲げる区域

# 宮崎県告示第 109号の8

家畜伝染病の家畜等の移動の制限(平成23年宮崎県告示第 109号 の2)を次のとおり変更する。

平成23年2月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 移動を制限する家畜の種類等
  - (1) 移動を制限する家畜の種類 鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面 鳥並びにそれらの死体
  - ② 移動を制限する物品 病原体をひろげるおそれのある物品
  - ③ 移動を制限する区域

延岡市熊野江町熊野江の一部(川内)、北川町川内名の一部 (大内山、黒岩峠、菅田、猿懸山及び市ノ内山)、北浦町古江 の一部(本村、下洗出、中港、荻原、古江浜、西ノ脇、車地、 松ノ木、野地久保畠、鳴川引地、森之上、蝉谷、川内、平山、 熊ノ江谷、森山、小深追、鶴山、中野内口、笠木、中野内、中 野内奥、西平山、瀧平山、今村、市の串、曽利、柳の元、岡畠 、岡崎、宮ノ前、宮ノ元、宮ノ脇、渕ノ元、平迫出口、小路、 徳田谷、末越、海舞寺、神子谷、峠の尻、三川内越、拂川、谷 光、鬼地水流、熊形、此川、今別府竹の鼻、地下越、樽水、目 代、八郎、鬼塚、洗出、門口、壱町畠、鍛冶屋敷、曽根、太田 、宇和地、濱松原及び波瀬河原)、北浦町市振の一部(鍋田、 丸山、本村、太田、古浦、日用、蝉、御前口、清水、白樫、三 月河内、中山、窪畑、小高、正月河内、入道河内、萱場、菖蒲

- 、土嶽、壱町畠、下直海及び上直海)及び北浦町三川内の一部 (佛ノ越、赤木水流、黒沢、中河原、土々呂、日尻田、長畑、 空田、橋ヶ谷、イヤザメ、新地水流、蓬原、竹ノ水流、末越、 荒内、中村、池田、ウツ木ヶ内、竹ノ脇、大野、太田、日知屋 ケ内、郷ケ水流、中水流、丸山、黒麦尾、佐土河内、粟野作、 波帰、儀長畑、庵ノ田、荒谷、勘掛、白樫窪、桑木水流、蕨原 、梅木水流、獺越、小鹿倉、柚ノ木、焼尾、高ジャレ、榎久保 、小原水流、樋操、栗原水流、向水流、笛ノ水流、長谷川内、 柚ヶ原、樋操脇、石保ヶ谷、トキノ平、大井水流、野々水流、 金山窪、石川内、赤木、鍵浦、木浦内、古森、尻ナシ、須久ノ 内、麻尻、徳ヶ迫、鉄ヶ谷、紺屋敷、樋掛、貝殻又、杉尾谷、 小吹、横瀬口、山ノ口、上塚、木和田、本谷、小野ノ谷、走り 水、向ノ原、蜜柑木、キンカヅキ、峯山、上塚内、向板ヶ平、 八重山、市ノ内及び板ヶ平)
- 2 搬出を制限する家畜の種類等
  - (1) 搬出を制限する家畜の種類

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面 鳥並びにそれらの死体

- (2) 搬出を制限する物品 病原体をひろげるおそれのある物品
- ③ 搬出を制限する区域

平成23年宮崎県告示第 109号の2の3に掲げる区域から、1 の③に掲げる区域を除いた区域

# 宮崎県告示第 109号の9

家畜伝染病の家畜等の移動の制限の変更(平成23年宮崎県告示第 96号の2)で告示した家畜及び物品の移動の制限は解除する。

平成23年2月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣